

平成18年4月から

# 児童手当制度が拡充されました!

支給対象年齢が小学校6年生まで拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます!

## 改正のポイント

### ■支給対象年齢の拡大

小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）

→小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）

### ■所得制限の引き上げ

所得制限が大幅に引き上げられ、これまで支給されていなかった方も、支給対象となる場合があります。

扶養親族数	所得制限限度額		厚生年金等被用者年金加入者の特例	
	H18.4から	H18.3まで	H18.4から	H18.3まで
0人	460万円	301万円	532万円	460万円
1人	498万円	339万円	570万円	498万円
2人	536万円	377万円	608万円	536万円
3人	574万円	415万円	646万円	574万円
4人	612万円	453万円	684万円	612万円
5人	650万円	491万円	722万円	650万円

老人扶養親族等は1人につき6万円加算、扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円加算

## 具体的な手続きについて

### ■平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様（H8.4.2～H9.4.1生まれ）

これまで、児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きを要することなく、制度改正により支給年齢が延長されます。

### ■平成18年度に小学校5年生又は6年生の児童がいる保護者の皆様（H6.4.2～H8.4.1生まれ）

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定請求の手続きが必要となります。

### ■これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様（H8.4.2生まれ～）

これまで、所得制限により児童手当の支給対象とならなかった方も、所得制限の引き上げ（上記参照）により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

なお、平成18年4、5月分児童手当は平成16年中の所得金額、平成18年6月からの児童手当は平成17年中の所得金額で受給の可否を判定します。

### ■請求期間

このたびの改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

## 認定請求書に必要な添付書類について

- ①健康保険被保険者証等の写し（請求者が厚生年金等被用者年金加入の場合必要）
- ②所得証明書（判定対象となる所得年の翌年1月1日現在、幌延町に住居登録がない場合必要）
- ③住民票（幌延町に住居登録のない児童を養育する保護者の場合必要）
- ④印鑑、振込先預金通帳など

※これまで児童手当を受給していた保護者が、新たに小学校5年生又は6年生の児童について行う額改定請求の場合は不要です。

※所得証明書添付不要の方は、所得等調査に係る同意書により所得金額を確認させていただきます。



## 児童手当 ひとくちメモ

### ●支給額

第1子及び第2子 …………… 5,000円(月額)

第3子以降 …………… 10,000円(月額)

### ●支払時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれ前4ヵ月分が支払われます。

### ●現況届

児童手当等を受給されている方は、毎年6月に現況届を提出しなければ6月分以降の手当が支給されません。

### ●支給対象児童が増えたとき

現に児童手当等を受給されている方で、あらたに支給対象児童が増えた場合（新生児誕生等）は、額改定認定請求書を提出しなければ増額されません。ご注意ください。



### ■詳しくは

役場町民課保健福祉グループ福祉住民担当

☎5-1111 内線158 にお問い合わせください。